



税のお知らせ

5月の納税等

軽自動車税／全期
 介護保険料／第1期
 農業集落排水処理施設使用料／第1期
 堤塘占用料／全期
 保育料／5月分
 納期限／6月1日(月)

納期限内の納付にご協力ください。

納付書にe-LQRが印字されている場合は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(クレジット納付)を利用して納付が可能です。また、e-LQRに対応した全国の金融機関で納付することもできます。

納付には口座振替の制度もあります。

軽自動車税の納付をお忘れなく

●軽自動車税とは

4月1日現在で軽自動車をお持ちの方に課税されます。

軽自動車税は自動車税と異なり月額制度がありません。よって、4月1日現在の納税義務者(所有者または使用者)に全額課税され

ます。

軽自動車の売却等をされ、売却時の契約により、販売店等の第三者が税金を支払う場合でも、納税通知書は4月1日現在の納税義務者に送付されます。

5月上旬に役場から納税通知書を送付しますので、納期限までに納付してください。口座振替をご契約の場合は、納税義務者が登録している口座から引き落とされます。

●軽自動車税の税率

車種	旧税率	新税率	重課税率
	平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以前に最初の新規検査を受けた車両	最初の新規検査から13年を経過した車両
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪	貸物自家用	4,000円	5,000円
	貸物営業用	3,000円	3,800円
	常用自家用	7,200円	10,800円
	常用営業用	5,500円	6,900円

※電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車を除く。

最初の新規検査とは、今までに

車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用するときを受ける検査であり、一般的に車検と言われる継続検査とは異なります。最初の新規検査の時期は、車検の「初度検査年月」欄をご確認ください。

●軽自動車税を口座振替で納付された方の車検用納税証明書

令和5年1月から軽自動車税納付確認システムの運用が開始され、車検時の納税証明書が原則不要となりました。ただし、車検や納付の時期によっては、納税証明書が必要となる場合があります。

納税証明書が必要な場合は、税務課で無料発行していただきますので、納付したことがわかるもの(引き落としが記載された通帳や領収印が押された納税通知書など)を税務課窓口までお持ちください。

●減免の手続き

次の手帳の所有者で、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税が減免されます。

- 身体障害者手帳
- 戦傷病者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳等

減免を受ける方は、身体障害者手帳等、運転免許証、納税通知書を持参して役場にて申請をしてください。

また、車いす輸送車等構造上、専ら身体障害者を輸送するための設備を整えた車両も減免できる場合がありますので、税務課までお問合せください。申請には、構造とナンバーが分かる写真、納税通知書が必要です。

●申請期限

6月1日(月)

●問合せ先

総務部税務課

自動車税の納付をお忘れなく

6月1日(月)は、自動車税の納期限です。

4月1日現在で自動車をお持ちの方に対し、4月30日(木)に県税事務所から納税通知書を発送していますので、納期限までに納付してください。

パソコンやスマートフォンなどを利用して、クレジットカード(決済手数料がかかります)や、インターネットバンキング、スマートフォン決済アプリによる納付が可能です。